

第3回 精華町いじめ防止基本方針検討委員会 会議録

名 称	精華町いじめ防止基本方針検討委員会[第3回]	
開催年月日	平成26年7月29日(火) 午後2時30分～午後4時00分	
開催場所	精華町役場 3階 301会議室	
出席者名	委 員	(出席委員) 早樫一男、吉川博文、喜多俊夫、福味加世子、古殿弘美、寺峰文恵 永井淳
	事務局	(事務局) 太田教育長、木原教育部長、北澤総括指導主事、森田指導主事
傍聴人	0人	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回精華町いじめ防止基本方針検討委員会 会議録 ・ 第2回精華町いじめ防止基本方針検討委員会 会議録 ・ 第2回精華町いじめ防止基本方針検討委員会が出された意見及びパブリックコメントについての対応 	
議事の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会行事(教育長挨拶) 2 資料の説明(事務局) 3 協議(委員長) 4 閉会挨拶(教育長) 	
会議の経過	別紙のとおり	

【第3回 会議内容】

1 教育長挨拶内容

第2回の検討委員会では、大変熱心に協議をしていただき、たくさんのご意見をいただいた。本日は前回に意見のあった点について事務局で整理したので、再度検討願いたい。併せて2件のパブリックコメントが寄せられたので、これについても検討いただきたい。今回で一応最終として、あとは委員長と協議・調整をしていき、必要があれば、再度会議を開催する場合もあるので、よろしく願いたい。

2 事務局より第1回検討委員会と第2回検討委員会の内容についての報告

- ・配布資料をもとに大まかな説明を行う。

3 協議

※第2回精華町いじめ防止基本方針検討委員会で出された意見及びパブリックコメントについての対応」をもとに章ごとに意見交流を行う。

はじめに の部分の対応について

- ・『精華町版の基本方針に書かれている「いじめは人として決して許されない」という内容の文言が入っており、大変わかりやすい表現である。』『京都府版の基本方針には、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利についての説明が入っており、大変分かりやすい。』という2点については意見であるため、文言の変更はしない。
- ・被害者、加害者、観衆、傍観者の表現は、理解しやすい言葉や説明を付け加える言葉があった方がよい。という意見があったので、京都府発行の「いじめ問題解決のために」ハンドブックから引用し、被害者（いじめられる者）、加害者（いじめる者）、観衆（はやし立てたり、面白がったりする者）、傍観者（周辺で見て見ぬふりをしたり、脅えている者）というようにカッコ書きで説明を加える。
- ・精華町版の基本方針にある「社会総がかり」を「精華町総がかり」に表現を変えたらどうかという意見については、現行のままの方が良い。

いじめの防止等に対する基本的な方向 の部分の対応について

- ・京都府版は自己有用感や充実感を感じられる学校づくりが「子どもの安心」に繋がるという表現になっている。精華町版は、子どもの安心だけでなく、さらに一歩進んだ学校づくりを目指しているという表現になっているため、特に変更なし。
- ・精華町版の2ページ1行目の「児童生徒が安心でき」という表現が漠然過ぎるため、「児童生徒が安心して学校生活を送ることができ、・・・」というように具体的に記述する。
- ・「等」「とう」が混在しているため、京都府の基本方針に合わせ、整理する。
- ・被害者の心理例は示されているが、加害者の心理例もあってもよいのではないかと、という意見に対し、事務局で加害者側の心理例を考えていただいたが、これは難しい。基本方針に載せるのはいかがなものか。
- ・加害者と被害者は時として入れ替わる。大変複雑な状況の中で具体的に載せるのは難しい。
- ・いじめる側の心理例を基本方針に載せるのはどうか。疑問もある。

- ・前後の文章の流れを考えると単純に「いじめる子の心理例」を入れることはできない。
- ・いじめ側の心理例について、多くの委員さんの意見は、削除した方が良いということなので、削除させていただきたい。
- ・自己有用感という文言はどうか。
- ・以前は自己肯定感や自尊感情といった言葉をよく使っていたが、現在は自己有用感という表現が多い。

いじめ防止等のための精華町・精華町教育委員会の対応 の部分の対応について

- ・「提言」と「助言」のことはについて整理が必要であるという意見に対し、いじめ対策委員会の役割としては、審議や調査の後には、必ず助言や提言などが必要であると考えている。そのため、あえて省略している。

いじめ防止等のために学校が実施すべき施策 の部分の対応について

- ・特に意見はない。これでよい。

重大事態への対応 の部分の対応について

- ・特に意見はない。これでよい。

その他

- ・基本方針の最初の部分であり、最も大切なところである。誰にでもわかりやすい、「いじめは、人として決して許されない」という文言は、大変良い。インパクトがある。

パブリックコメントより

- ・「はじめに」の部分で人権侵害行為に変更したらどうかという意見に対し、生命の危険を生じさせるおそれのある『重大事態』につながる可能性もあるという意味で、「重大かつ深刻な人権侵害にもつながる」という表記の方が良いのではないかと。
- ・1行目の「人として決して許されない」を後ろに移動したらどうか。
- ・前後の文章の流れから判断すると、「はじめに」の部分は、変更しない方がよい。
- ・いじめに関する基本的な考え方や方向性を示しているため、具体性に欠ける部分はあるが、「はじめに」の部分でいじめの被害者・加害者・観衆・傍観者の具体的な説明を加えて、分かりやすく工夫する。
- ・インターネット環境などについて、具体的な対策方法や使い方については、基本方針の7ページに(6)インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応 としてある程度は載せている。さらに詳しくインターネット関連の使い方などは、この基本方針には載せることはできないので、今後の取り組みの中で、SNS等の学習を行っていきたい。
- ・さまざまな事例において情報を共有し検討する仕組みを構築する必要がある。という意見に対し、今回の基本方針に盛り込まれている連絡会議や推進委員会などが有効に機能するよう努めていきたいと考えている。

4 閉会